6　第一項第十一号から第十四号の二までに掲げる場合において、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社による他の会社の議決権の取得又は保有については、当該新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社は、郵便保険会社の子会社に該当しないものとみなす。

7　保険業法第二条第十五項の規定は、第一項第九号及び第十一号から第十四号の二まで並びに前二項に規定する議決権について準用する。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

［項を加える。］

6　保険業法第二条第十五項の規定は、第一項第九号から第十二号まで及び第十四号に規定する議決権について準用する。

附　則

この命令は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月二十二日）から施行する。

○内閣府、総務省、厚生労働省、法務省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、令第五号

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十六号）の施行に伴い、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年十一月十日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　金子　恭之
法務大臣　古川　禎久
財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　後藤　茂之
農林水産大臣　金子原二郎
経済産業大臣　萩生田光一
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　この命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ［一～十　略］ 十一　特定受任行為の代理等　法別表第二条第二項第四十六号に掲げる者の項に規定する特定受任行為の代理等をいう。 （簡素な顧客管理を行うことが許容される取引） **第四条**　令第七条第一項に規定する簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる取引とする。 ［一～五　略］ 六　令第七条第一項第一号カに掲げる取引のうち、次に掲げるもの ［イ・ロ　略］ ハ　法第二条第二項第四十号に規定する利用者たる顧客が同号に規定するクレジットカード等を利用することなく特定の販売業者又は役務の提供の事業を営む者からの商品若しくは権利の購入又は役務の提供を条件として、当該販売業者又は当該役務の提供の事業を営む者に当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額を交付し、当該利用者から当該金額を受領する取引に係るもの	（定義） **第一条**　［同上］ ［一～十　同上］ 十一　特定受任行為の代理等　法別表第二条第二項第四十五号に掲げる者の項に規定する特定受任行為の代理等をいう。 （簡素な顧客管理を行うことが許容される取引） **第四条**　［同上］ ［一～五　同上］ 六　［同上］ ［イ・ロ　同上］ ハ　法第二条第二項第三十九号に規定する利用者たる顧客が同号に規定するクレジットカード等を利用することなく特定の販売業者又は役務の提供の事業を営む者からの商品若しくは権利の購入又は役務の提供を条件として、当該販売業者又は当該役務の提供の事業を営む者に当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額を交付し、当該利用者から当該金額を受領する取引に係るもの